

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

（一部改正〔平成26年条例34号・31年28号・令和5年3号〕）

区分	単位	使用料
発酵茶製造設備	1回につき	12,990円
半発酵茶製造設備	1回につき	18,960円
温風萎凋機 <sup>ちよう</sup>	1時間につき	2,840円
茶葉磨砕機	1時間につき	1,610円
送風式本乾燥機	1時間につき	1,990円
色彩選別機	1時間につき	5,060円
火入機	1時間につき	5,670円
大型窒素充填機	1時間につき	2,970円
高温高压多機能抽出装置	1時間につき	12,510円
冷却水製造装置	1時間につき	7,600円
ろ過装置	1時間につき	990円
濃縮装置	1時間につき	1,140円
噴霧乾燥装置	1時間につき	7,260円
破碎型造粒機	1時間につき	2,950円
搾油機	1時間につき	1,570円
剥皮器	1時間につき	740円
減圧乾燥機	1時間につき	860円
混合器	1時間につき	2,040円

備考 県内に住所又は事業所を有する者以外の者が使用する場合は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。